

# 北九州市文化財保存活用地域計画作成支援業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は北九州市（以下、「発注者」）が、受託者に委託する北九州市文化財保存活用地域計画作成支援業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 第2条（目的）

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針(文化庁、令和7年3月)、福岡県文化財保護大綱(福岡県教育委員会、令和3年3月)等を踏まえ、文化財保護法第183条の3に基づく「北九州市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」）を策定することを目的とする。

### 第3条（通知）

受注者は、本業務が文化庁の定める文化財保存活用地域計画の策定を目的としたものであり、計画では、市内の文化財を調査・把握した上で、計画的・継続的な保存活用の取り組みを示すとともに、本市における文化財の保存と活用のマスタープランとして位置づけるものであることを十分に認識し、発注者と協力の上、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

### 第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 第5条（着手届等）

受注者は、本業務着手に当たり、契約締結後速やかに業務計画書、工程表のほか、次条で定める管理技術者および担当技術者届出書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第6条（配置技術者）

本業務を適正に履行するため、受注者は次の要件を満たしている技術者を配置しなければならない。なお、本業務を担当する技術者は、契約日より3ヶ月前より受託者と直接かつ恒常的な雇用関係のあるものとし、雇用を証明する書類について発注者に提出し、承認を得るものとする。

(1) 管理技術者は、次のいずれかの資格および経験を有すること。

ア 学校教育法による大学院で文化財に関わる修士課程又は博士課程を修了し、博物館法に基づく学芸員の資格を有する者で、文化財の調査・研究もしくはその整備活用に係る計画策定・設計のいずれかを含む業務実績を複数有する者

イ 技術士法に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有するもので、文化財に精通し、文化財の保存活用のための計画・設計等の業務実績を複数有する者

(2) 管理技術者のほかに、次の要件を満たしている担当技術者をいずれも配置すること。ただし、内1名は管理技術者が兼ねることができる。

ア 学校教育法による大学で文化財に関わる専門課程を卒業し、博物館法に基づく学芸員の資格を有する者で、文化財の整備活用に係る計画策定等を含む文化財の実務経験を3年以上有する者

イ 学校教育法による大学の課程を卒業し、都市および地方計画等の分野における実務経験を3年以上有する者

## 第8条（報告）

受注者は、本業務の遂行にあたり、作業進捗を定期的に発注者に報告するものとする。また、作業中に諸事故、問題が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、事後処理を行わなければならない。

## 第9条（資料等の提供）

発注者は、本業務に必要な関係資料等を受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与された関係資料等を業務完了後ただちに返還しなければならない。受注者は、発注者により貸与された本業務に必要な関係資料等を第三者に対し、譲渡、使用許諾、その他の方法で使用させてはならない。

## 第10条（資料・図面等の帰属）

本業務で作成された資料及び図面等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。なお、この権利の中には著作権等も含むものとする。

## 第11条（守秘義務）

本業務で貸与した資料および本業務で知り得た内容は、作業期間だけでなくそれ以後であっても守秘義務は引き続き課せられるため、受注者は秘密の漏洩がないように厳重に管理するものとする。

## 第12条（品質管理）

受注者は品質管理の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001:2015）の公的資格を取得しているものとし、登録証の写しを発注者に提出し承認を得るものとする。

## 第13条（行政情報流出防止）

本業務において取り扱う各種資料や各種データには、発注者の多数の重要事項が含まれていることから、受注者は情報セキュリティの重要性を認識するとともに、良識ある判断に基づいて、資料の紛失、盗難、破損および外部への漏洩等の事故がないように慎重に取り扱い、管理運用しなければならない。そのため、受注者は情報の保護の観点から、個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマークJISQ15001）の公的資格を取得しているものとし、登録証の写しを発注者に提出し承認を得るものとする。

## 第14条（完了届）

受注者は、業務完了後、発注者に業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

## 第15条（完了検査）

検査後に、新たに問題が生じた場合は、発注者と受注者との間で速やかに協議を行うものとする。

## 第16条（成果品）

成果品は下記のとおりとする。

- ①業務概要
- ②計画素案
- ③協議会・文化庁協議の会議録
- ④打合せ記録簿
- ⑤その他、市が指示した提出物
- ⑥①～⑤までの電子データを格納した電子媒体（CD-R等）

#### 第 17 条（納品）

成果品は、北九州市都市ブランド創造局文化企画課に納品するものとする。

住所：北九州市小倉北区域内 1-1

連絡先：093-582-2391

担当課：北九州市都市ブランド創造局文化企画課文化財係

#### 第 18 条（協議）

本仕様書に明記なき事項、または疑義や変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議により解決するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第20条（業務対象地域）

本業務は、北九州市域全域を対象範囲とする。

北九州市域 約 492.5km<sup>2</sup>

### 第21条（業務内容）

本業務は、令和7年度に実施した「北九州市文化財保存活用調査支援業務」の成果を踏まえ、文化財保護法に基づく北九州市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成支援である。

地域計画の作成にあたっては、本特記仕様書のほか、次に示す法令および指針・基準等に準拠して実施するものとする。

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）
- ・文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針（最終変更：令和7年3月）
- ・文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック（令和7年3月）
- ・北九州市新ビジョン（令和6年3月）
- ・北九州市文化芸術推進プラン（令和6年3月）
- ・その他の関係法令・例規及び通達等

#### （1） 歴史文化の特性と関連文化財群骨子案の検討

北九州市文化財保存活用地域計画検討会議（以下、「検討会議」という。）等を踏まえ、歴史文化の特性を整理し、関連文化財群の設定方針と骨子案を発注者と協議の上、作成する。

#### （2） アンケート調査の作成支援等及び分析

受注者は、市が実施するアンケート調査の作成支援等を行うとともに、調査結果をとりまとめ、分析する。また、分析した成果については発注者と協議の上、計画作成に反映する。

#### （3） 文化財の保存活用に係る課題と方針の検討

文化財の保存と活用に係るこれまでの取り組み状況を整理するとともに、課題の抽出と文化財の保存活用に関する取組方針について検討し、発注者と協議の上、計画作成に反映する。

#### （4） 北九州市文化財保存活用地域計画素案の作成

（1）～（3）を踏まえ、文化財の保存活用に関する将来像、課題、方針について、発注者と十分協議し、計画の素案を作成する。

#### （5） 文化財リストの作成

受注者は、発注者の提供した資料および指示に従い、認定に必要となる文化財リスト作成に向け、北九州市の文化財を整理する。

(6) 検討会議の運営支援

検討会議で使用する会議資料を、発注者と事前打合せを行った上、作成する。また、検討会議に出席し、内容を記録する。なお、令和8年度の検討会議の予定回数は2回とする。

(7) 文化庁協議の支援

地域計画に関する文化庁との協議にあたり、発注者と事前打合せを実施するとともに、協議資料を作成する。また、協議に出席し、協議内容を記録する。なお、令和8年度における文化庁との協議回数は、1回を予定する。

(8) 文化庁現地視察の支援

文化庁現地視察の実施に際し、受注者は事前打ち合わせを行い、資料を作成する。また、受注者は視察へ出席し、内容を記録する。予定回数は1回とする。

(9) 業務報告書の作成

業務成果をとりまとめた業務報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

発注者と受注者との打合せ協議は検討会議等の開催前及び開催後に行うものとし、主任技術者が参加するものとする。また、受注者は、打合せ協議の内容について詳細を記録した打合せ簿を作成するものとする。なお、中間打合せは3回程度を予定する。

【参考資料】北九州市文化財保存活用地域計画工程案

年	組織	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目 (令和7年度)	庁外									文化財関連団体協議			
	庁内									12/24 文化財保護 審議会	3/30 第1回協議会 (概要説明)		
	文化庁	作成準備							作成作業(市の概要、市文化財の概要)				進捗報告・協議
2年目 (令和8年度)	庁外	文化財関連団体等協議・アンケート、市民モニター調査											
	庁内			第2回協議会 (方針説明)				文化財保護 審議会			第3回協議会 (方針の検討)		
	文化庁	文化財リスト修正と増補					作成作業(市の歴史分野の特性、関連文化財群の設定)				進捗報告・協議		
3年目 (令和9年度)	庁外				パブリックコメント								
	庁内	第4回協議会 (計画案検討)						文化財保護 審議会		第5回協議会 (計画素案作成)			
	文化庁	計画案検討				庁内関係部局協議				計画素案提示			
4年目 (令和10年度)	庁外												
	庁内	第6回協議会 (計画案承認)		文化財保護審議会 (計画の承認)			地域計画製本・印刷						
	文化庁	計画案承認								認定			

令和8年4月28日現在